

経営のためのソフトウェア資産管理

～ビジネスの効率化を目指す～

平成 24 年 8 月



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
情報マネジメント推進センター

JIPDEC の許可なく転載することを禁じます

はじめに

近年、ソフトウェアの違法コピーやライセンスの不正利用などの不祥事が損害賠償にまで発展するような事案が多数報道されていますが、このような事態に対処するためにも企業・組織が適切なソフトウェア資産管理（SAM：Software Asset Management）を行うことはいまや不可欠となっています。

SAM は、ライセンスコンプライアンスだけでなく、IT 資産に関する運用コストの削減にもつながるので、ビジネスの効率化を図ることもできます。

このように、法的側面とビジネス的側面の両面から取組むためには、今後経営者自らが積極的に関与して SAM を推進する必要があります。

本冊子は、IT 資産とりわけソフトウェア資産並びに関連資産の管理を適切に管理するための SAM についての基礎的な理解を得ることを目的に作成しました。

経営者の方が SAM の重要性を経営の視点で捉えるとともに、SAM 担当者への普及・啓発を推進することに貢献できれば幸いです。

2012 年 8 月

JIPDEC 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
情報マネジメント推進センター

目 次

はじめに

ソフトウェア資産管理 (Software Asset Management) とは ……	1
ソフトウェア資産管理 (SAM) の現状 ……	4
ソフトウェア資産管理 (SAM) の標準化 ……	7
ソフトウェア資産管理 (SAM) の導入 ……	8
ソフトウェア資産管理 (SAM) の参考情報 ……	10

ソフトウェア資産管理（Software Asset Management）とは

SAM の目的

ソフトウェア資産管理（Software Asset Management：以下、SAM という）の目的は、IT サービスマネジメント全体を有効に支援することであり、

- ・ ビジネスリスク管理の促進
- ・ IT サービス及び IT 資産に関するコスト管理の促進
- ・ IT を有効に活用することによる競争上の優位性を得ること

としています。

SAM の必要性

ソフトウェアは、知的財産として、そのプログラムの表現は著作権法で保護されています。そのため、ソフトウェアの違法コピーやソフトウェアライセンスの不正利用などの法的問題は、組織の姿勢そのものに疑問を持たれることになり、社会的な信用の失墜につながるおそれがあります。また、最近では、ソフトウェアは、ライセンスコンプライアンスだけでなく、パッチ管理や、ソフトウェアの性質による使用管理などにも注目され、情報セキュリティの観点からの管理の必要性も指摘されています。こういった、ソフトウェアを原因とするビジネスリスクに対応するためにも、組織で利用されている IT 資産、とりわけソフトウェア資産を適切に管理するとともに IT サービスの効率化を図るための管理手法である SAM を導入する必要があります。



図1 SAMの必要性

SAMとライセンス管理

SAMは、前述の通り、ライセンスコンプライアンスだけを目的としたものではありませんが、それでもまだ、ライセンス管理と同一にとらえられる傾向があります。しかしながら、単なるライセンス管理とは異なり、組織内で利用されているソフトウェアを全て把握することができるようになるため、利用ソフトウェアのバージョン管理、パッチ管理、危険なソフトウェアの利用検知、過剰資産や不適なライセンスプログラムの洗出しなど、先にあげたライセンスコンプライアンスだけでなく、情報セキュリティの観点からもシステム構築・運用環境の改善を図ることができ、且つオペレーションコストや調達コスト、管理コストの削減にもつながるものです。

SAMとライセンス管理の違いは、表1に示す通りです。

表 1 SAM とライセンス管理

	ソフトウェア資産管理	ライセンス管理
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンスコンプライアンス ・情報セキュリティの維持・向上 ・IT投資の最適化 	主にライセンスコンプライアンス
対象資産	ハードウェア・利用ソフトウェア・保有ライセンス(有償・無償・自社開発の別はない)を対象とする。	保有ライセンス及び(ハードウェアを根拠としない)利用ソフトウェア(ライセンスについては、特に有償のライセンスを対象とする場合が多い)

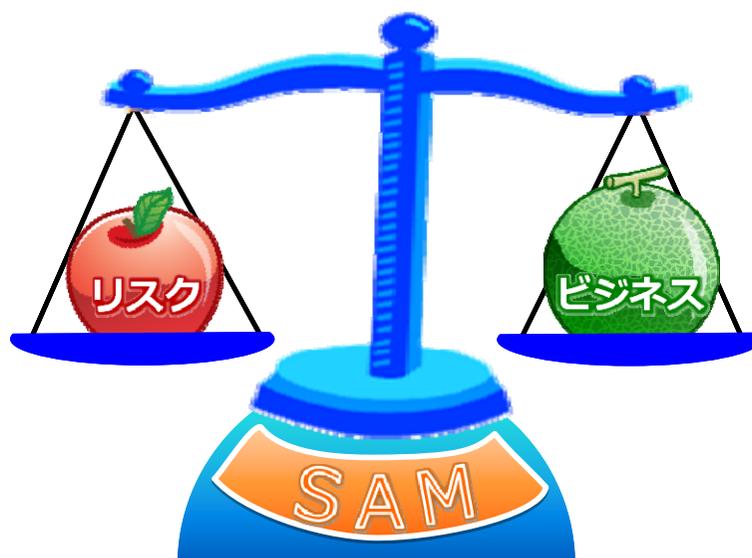


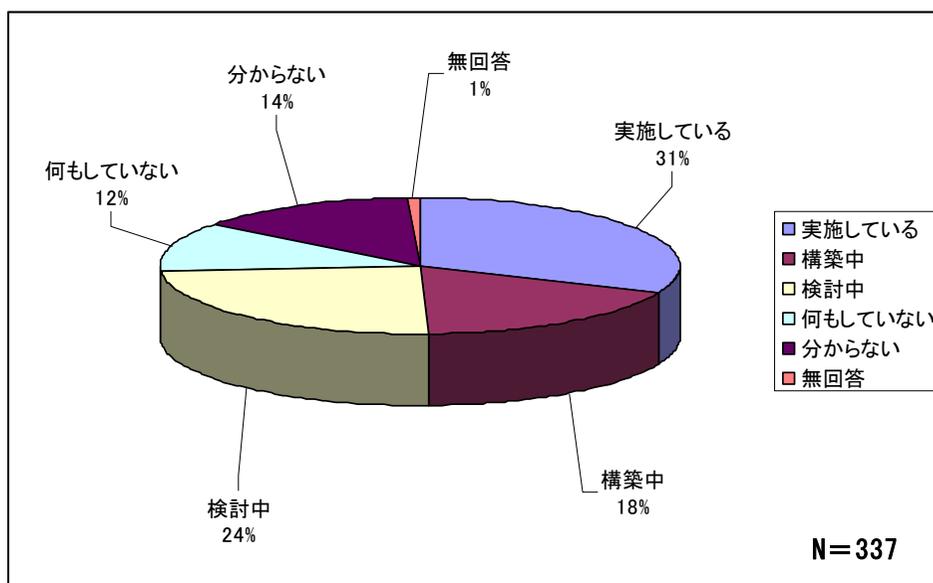
図 2 SAM の考え方

ソフトウェア資産管理（SAM）の現状

SAM の実施状況

我が国における SAM の実施状況について、平成 23 年度の JIPDEC のアンケート調査結果では、SAM を実施している企業は 31%、構築中は 18%と約半数の企業が SAM に取り組んでいることが分かりました。検討中の 24%を含めると大半の企業において、SAM の必要性を認識していると言えるでしょう。従業員規模が 5,000 人以上の企業では、41%が実施しているとしています。

また、SAM に取り組んでいる企業は、何らかの影響を受けて部分的に取り組んでいるわけではなく、25%の企業が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得し、さらなる改善のため導入しています。しかしながら、全体的には 35%の企業が SAM を単独で導入している状況です。なお、自治体では、56%が SAM を単独で導入しています。SAM を導入している企業は、IT の有効活用に対する全社的な意識・理解が高く、SAM の重要性が十分に認識されているものと思われま



SAM の成熟度評価

前述のグラフの通り 31%の企業・組織が SAM を導入していますが、SAM に対する取組みレベルは組織の規模によってバラバラであるのが実情です。組織における SAM の実施状況がどのようなレベルにあるかを把握することが必要であり、そのための手法として、成熟度評価というものがあります。成熟度評価とは、ある定めた管理基準に対して現在の状況がどの管理レベルに達しているのかを一定の基準で評価することです。SAM の成熟度評価においては、ISO/IEC 19770-1 (JIS X 0164-1) で定義されている内容を基に管理の基準や評価の規準を定義し、それぞれの項目・要素ごとに成熟度を設定して、評価することが行われています。この成熟度モデルにより管理レベル（一般社団法人ソフトウェア資産管理評価認定協会(後述)のソフトウェア資産管理基準 Ver.3.01 では、レベル 0 からレベル 5 までの 6 段階）を把握することによって、組織における SAM の整備状況、運用状況などの問題点、リスクなどが明らかになり、改善へと繋げて行くことができます。

また、JIPDEC のアンケート調査によると、SAM の成熟度はレベル 3 以下が 52%となっており、レベル 2 とする企業・組織が 27%と最も多い状況です。

このようなことから、SAM の成熟度評価を実施することは SAM を改善し、リスクを低減する上で、有効な方法と言えるでしょう。



図 3 SAM の成熟度

先ほどご紹介した成熟度についての基本的な考え方は、表 2 に示す通りです。

表 2 成熟度の段階

レベル		成熟度
0	管理が存在しない段階	管理を全く実施していない。最も評価（成熟度）が低い。
1	初期/場当たりの段階	組織的ではなく、担当者など個人に依存して、管理を実施している。
2	反復可能な段階	ある程度、組織的な体制があり、継続して管理を実施している。
3	定義されている段階	組織全体の方針・規程、管理体制などが適切に定められており、それらの内容に重大な欠陥はない。
4	管理されている段階	定められた方針・規程、管理体制などに従って管理が実施されていることをモニタリングしている。
5	最適化されている段階	ソフトウェア資産管理を取り巻く環境の変化に対応し、最適な管理を実施するため、随時及び定期的に、ソフトウェア資産管理を見直している。最も評価（成熟度）が高い。

ソフトウェア資産管理 (SAM) の標準化

SAM の標準化動向

国際規格として ISO/IEC 19770-1 (ソフトウェア資産管理プロセス) が 2006 年 5 月に、その改訂版が 2012 年 6 月に発行されたことにより、SAM に対する関心が高まり、SAM に取組む企業・組織が増えてきました。特に、コンプライアンスを重視する組織としては、ライセンス管理を含むソフトウェアを適切に管理しなければならない状況となっています。また、2009 年 11 月には ISO/IEC 19770-2 (ソフトウェア識別タグ) が発行されるなど、国際的にも ISO/IEC SC7 WG21 (ソフトウェア技術—ソフトウェア資産管理) において活発に検討されています。

すでに発行されている規格と検討されている規格は、図 4 に示す通りです。

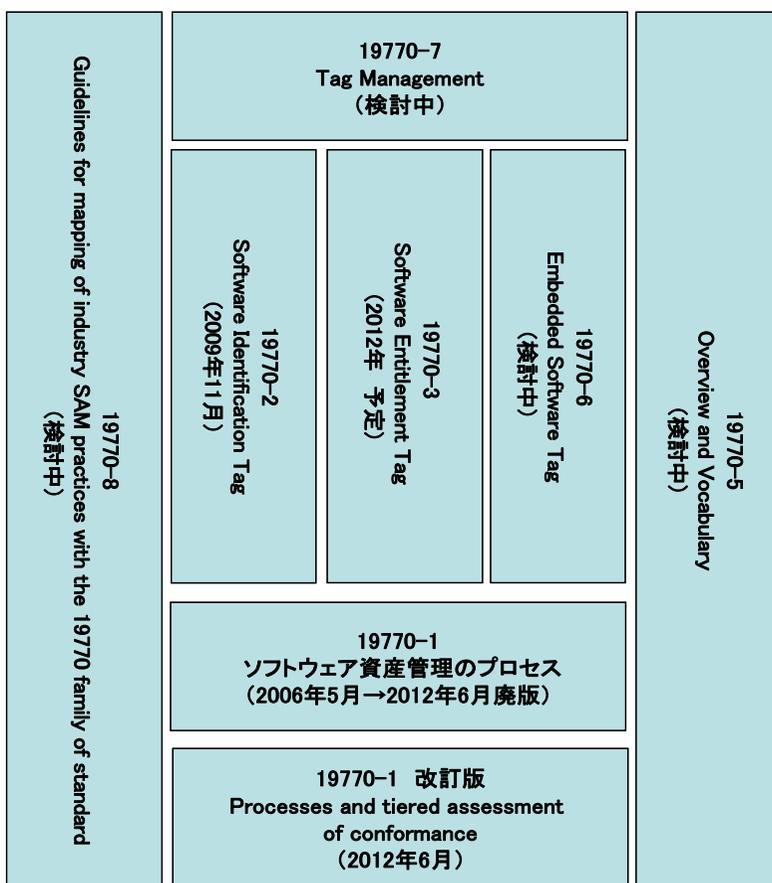


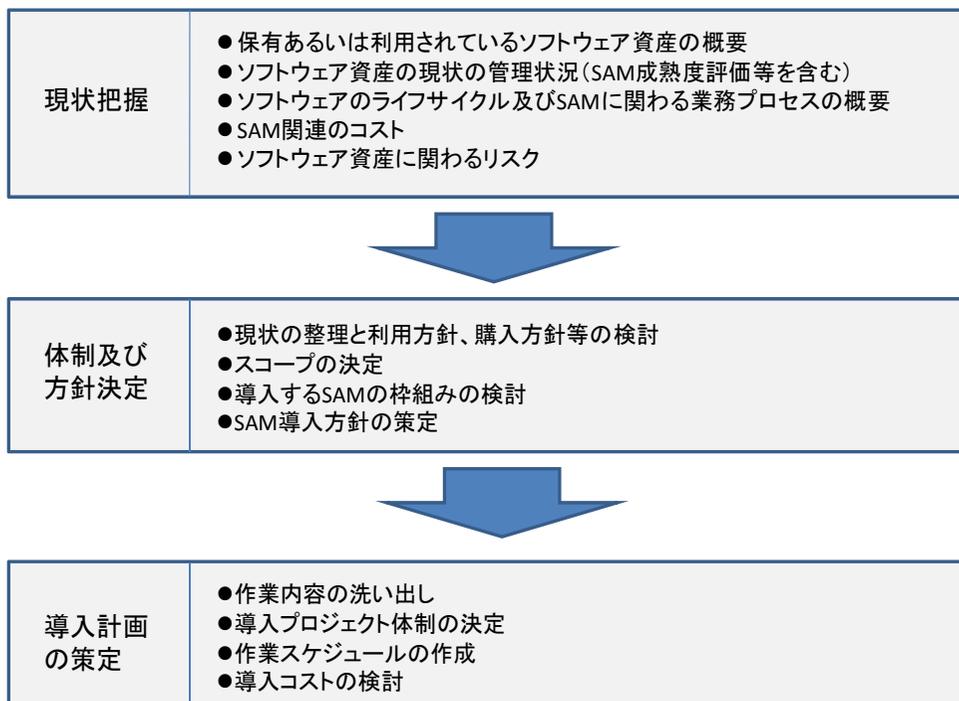
図 4 ISO/IEC 19770 規格の体系

ソフトウェア資産管理（SAM）の導入

SAMシステム

通常、SAMを導入する場合には、導入計画を立て、次に計画に従ってSAMの構築を行っていくという流れで実施することになります。その際、SAMツールを利用することが有用です。SAMツールとは、SAMを実施するに当たって業務を効率化するために使われるツールのことであり、IT資産管理ツールや運用管理ツールなどがあげられます。しかしながら、単純にSAMツールを導入するだけでは、現実にはSAMを運用することはできません。そのためには、どのようなSAMを導入するかという枠組みを決めて、具体的にどうやって進めていくかという計画を作成する必要があります。

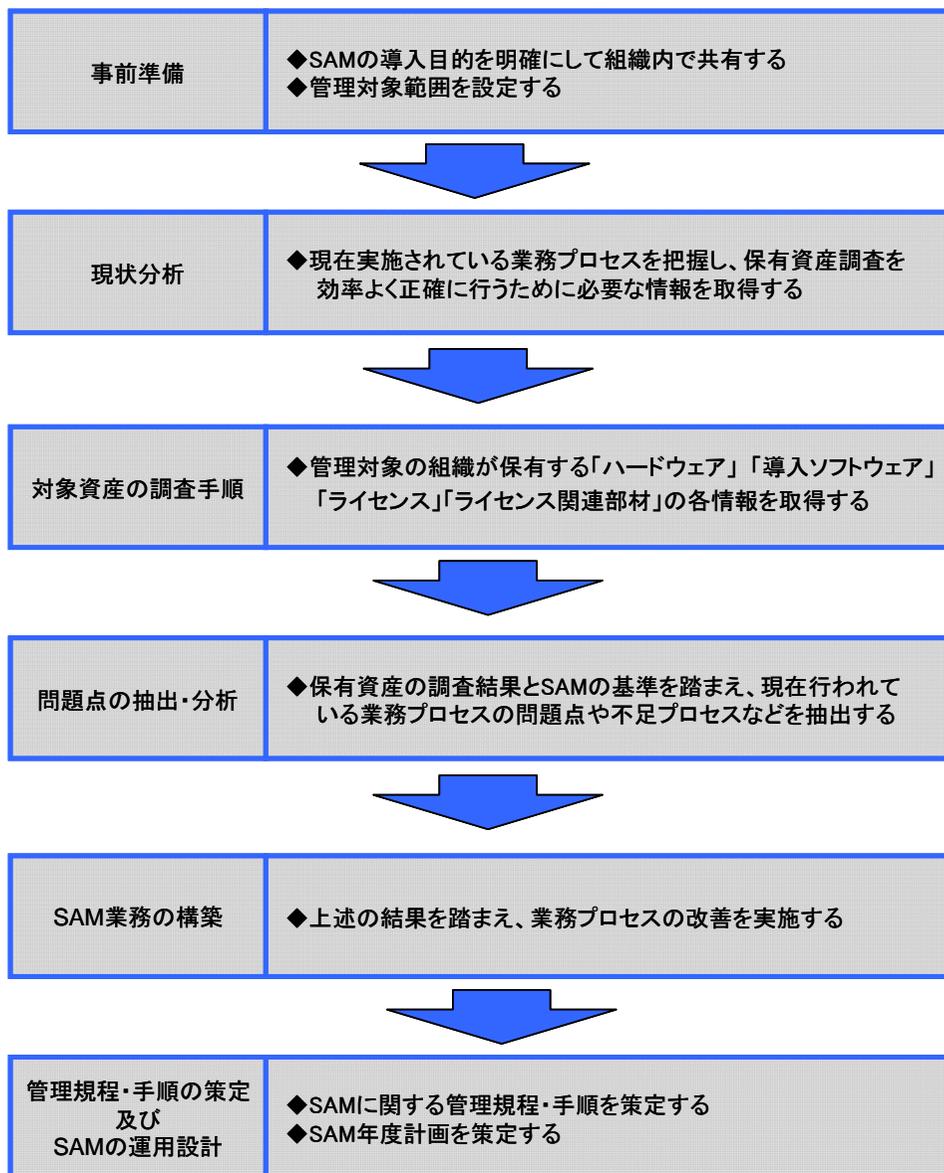
具体的には、次のステップから構成されます。



SAM構築のステップ

次に、導入計画に従ってSAMを構築する際の流れは、具体的に次のステップからなります。

なお、各ステップの詳細については、SAM ユーザーズガイドをご参照下さい。



ソフトウェア資産管理 (SAM) の参考情報

SAM の関連団体

【日本における SAM に関連する団体】

①一般社団法人ソフトウェア資産管理評価認定協会 (SAMAC)

ソフトウェアベンダー、ツールベンダー、SAM コンサルティング会社
が中心となって設立した団体です。SAM がどの程度導入されているかを
評価するための事業及び SAM の正しい普及促進のための各種事業を行
っています。(URL : <http://www.samac.or.jp/>)

②社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)

ソフトウェア著作権の保護と啓蒙・情報モラルの普及などを事業目的
として設立された団体です。ソフトウェアベンダーや、弁護士、出版社、
ツールベンダーなど約 200 社が会員として参加し、活動しています。
SAMAC が SAM の手法についての啓蒙をしているのに対し、ACCS は
著作権の適切な保護を啓蒙しています。(URL : <http://www2.accsjp.or.jp/>)

③Business Software Alliance (BSA) (世界各国に支部を持つ団体)

米国に本部を持ち、世界 80 カ国以上で著作権の保護を啓蒙・支援し
ている団体であり、主なソフトウェアベンダーが所属しています。近年
は、著作権の保護だけでなく、SAM の啓蒙にも力を入れてきており、日
本でも SAM の規程・規則の雛型を公開したり、その利用方法について
の研修などを行っています。日本では、BSA の管理基準・評価規準をベ
ースとした SAM の成熟度評価も独自に行っています。

(URL : <http://www.bsa.or.jp/>)

④itSMF (世界各国に支部を持つ団体)

itSMF は、IT サービスマネジメントのデファクトスタンダードとして
知られる ITIL®の普及・啓蒙を目的として英国で設立されました。現在
では、世界 50 カ国以上に支部を持っています。ITIL®は、ISO/IEC 20000
のベースとなっています。我が国においては、2003 年に特定非営利活動
法人(NPO)として itSMF Japan が設立されており、団体会員数は 260
団体 (2012 年 5 月 15 日現在) となっています。IT サービスマネジメン

トに関連する書籍も多数出版しており、SAMに直接関連した書籍として「Software Asset Management」が出版されています。

(URL : <http://www.itsmf-japan.org/>)

【海外における SAM に関連する団体】

① International Association of IT Asset Managers (IAITAM) (米国)

IBM、マイクロソフト、HP、CA、ソニーアメリカなど、700社を超えるソフトウェアベンダーやITベンダー、ITユーザが加盟しているIT資産管理のベストプラクティスを研究している団体です。ソフトウェア資産管理からハードウェア資産管理及びIT資産のライフサイクルにおけるあらゆる局面で、それを利用する組織の価値を高めるための手法を研究しています。IT資産管理における、ソフトウェア資産管理、ハードウェア資産管理、交渉、調達、財務管理の各分野のベストプラクティス集を発行しています。(URL : <http://www.iaitam.org/>)

なお、日本にも支部があり、国際認定資格の講習や受験など、教育プログラムを中心に、世界のIT資産管理者コミュニティに対し、ナレッジとアドバイスを提供しています。(URL : <http://www.iaitam.jp/>)

② International Business Software Management Association (IBSMA) (米国)

ソフトウェアベンダーや、SAMコンサルティング会社がメンバーとなっている非営利法人です。SAMに特化した啓蒙活動や知識認定などを行っています。SAMに関連する書籍の出版及び、「SAM Summit」と称して、毎年定期的にSAMに関する世界的な動向を共有するための大会を開催しています。(URL : <http://www.ibsma.com/>)

③ Software Property-right Council (SPC) (韓国)

韓国の著作権保護団体です。警察と連携し、不正コピー抑止、著作権保護の啓蒙活動を行っています。ソフトウェアの利用調査をするための独自ツールを持っており、警察が査察に入る際には、このツールを利用し、ソフトウェアの不正使用の状況を確認しています。

(URL : <http://www.spc.or.kr/>)

SAM の参考ガイド

JIPDEC より発行されている SAM の参考ガイドは、表 3 に示す通りです。

経営者及び SAM 構築に携わる方々の参考としてご活用下さい。

表 3 SAM 参考ガイド一覧

No.	参考ガイド	内容
1	SAM ユーザーズガイド ～導入のための基礎～ (2012 年 2 月)	国際標準の ISO/IEC 19770-1 (Information technology-Software Asset Management-Part1) に基づいて、組織のソフトウェア資産のライフサイクルを通じた効果的なソフトウェア資産管理及び保護を実現するためにとりまとめたガイドです。
2	JIS X 0164-1 から見た SAM ユーザーズガイド 活用方法 (2011 年 6 月)	JIS X 0164-1 から見た SAM ユーザーズガイドの活用について解説するとともに、SAM ユーザーズガイドと JIS 規格の関連を明確にするためにとりまとめたガイドです。
3	クラウド・コンピューティング時代の SAM の考え方 (2011 年 1 月)	クラウドコンピューティングという新しい形態で、何をどう管理すればよいか、どのような点に留意する必要があるのかを SAM の側面からとりまとめたガイドです。
4	ソフトウェア資産管理及び IT サービス継続管理に関する国際動向調査研究報告書 (2011 年 3 月)	国内外の企業・組織における SAM の取り組み状況や、SAM の普及促進について考察し、今後目指すべき方向性にとりまとめた調査報告書です。

5	SAM 成熟度利用ガイド (2012年3月)	SAM の管理状態のレベルを把握するために、SAM の成熟度評価をどのような観点で実施していけばよいかをまとめたガイドです。
6	ISMS/ITSMS との連携の実現性の調査研究について (2012年3月)	SAM、ISMS、ITSMS という3つのマネジメントシステムの共通性を調査し、統合的なマネジメントシステムを構築・運用していく上での留意点からまとめたガイドです。
7	地方公共団体におけるソフトウェア資産管理 (SAM) 導入ガイド (2012年3月)	都道府県や市町村など、地方公共団体における SAM の導入にポイント・留意点をまとめたガイドです。

なお、各ガイドは Web より入手可能です。

- URL : <http://www.isms.jipdec.or.jp/sam/std/index.html>
(No.1～No.3、No.5～No.7)
- URL : <http://www.jipdec.or.jp/project/jka/2010/22-h002/index.html>
(No.4 冊子のみ/有料)

— 禁 無 断 転 載 —

2012年8月発行

【SAMに関する問い合わせ先】

発行者：一般財団法人日本情報経済社会推進協会
情報マネジメント推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-9

六本木ファーストビル内

TEL 03-5860-7570

FAX 03-5573-0564

URL: <http://www.isms.jipdec.or.jp/>

文書番号：JIP-SAM120-1.1

**JIPDEC 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
情報マネジメント推進センター**

URL <http://www.isms.jipdec.or.jp/>